

第6部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的考え方

大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業等の施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

第2節 生活復興と都市復興

地震により大規模な被害が発生すると、災害応急対応の後、損壊・焼失した建物や道路・公園等の都市基盤の回復や、災害に強いまちづくりを行うなど、復旧・復興に向けた長期的な取り組みが必要となる。

震災復興とは、暮らしや仕事など、被災者の一日も早い生活再建や安定を図る「生活復興」と、建築物及び公共施設等を復旧するだけではなく、防災性を一層向上させ、震災に強いまちづくりを進める「都市復興」からなっている。

第1 生活復興

第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。

心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実のもとで、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。

自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

第1章 復興の基本的考え方

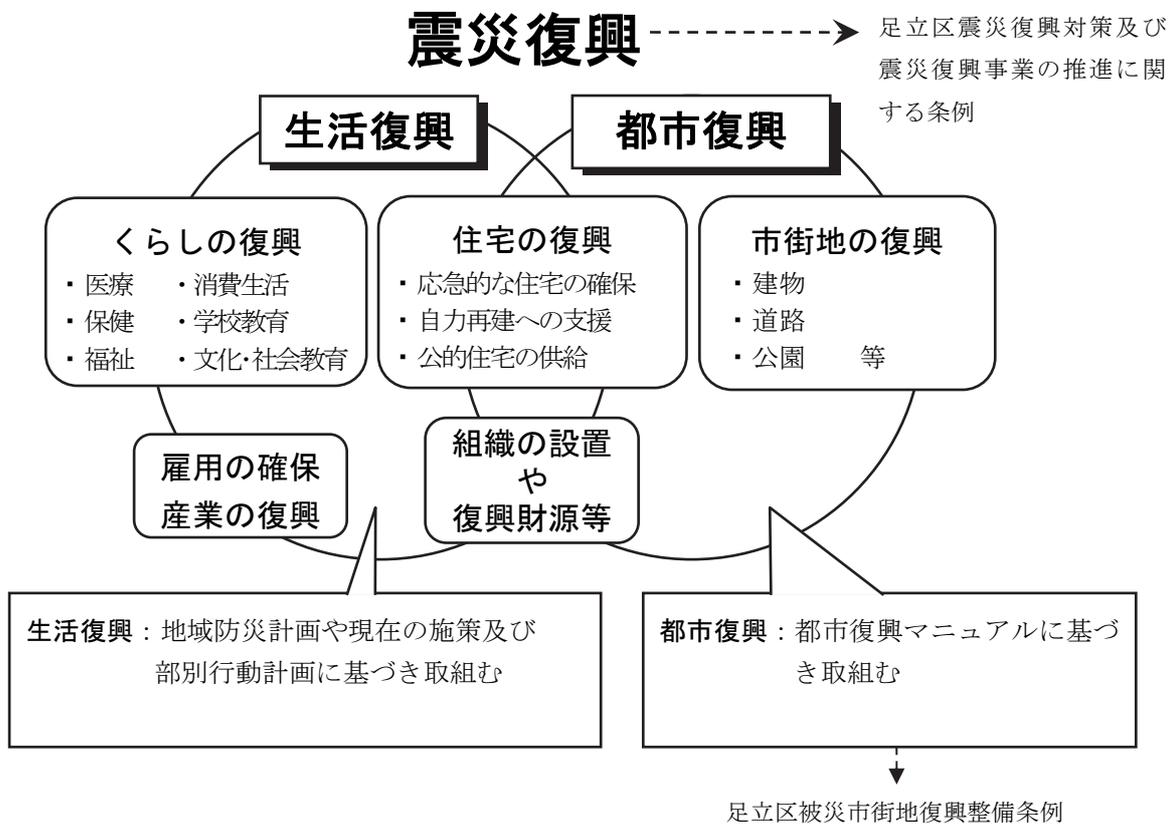
第2節 生活復興と都市復興

第2 都市復興

人々が、早期に震災前の生活を取り戻し、安心して住み続けることができるよう、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- 1 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、まち全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。
- 2 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
- 3 区民、事業者、区、都、国等、多様な主体が「協働と連帯によるまちづくり」を行う。

【復興の基本的な考え方】



第3節 震災復興に関する責務

第1 区、区民、事業者の責務

足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例で、区、区民、事業者の責務は、以下のように定められている。

【区、区民、事業者の責務】

	責 務
区	(1)被災前から、震災復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するための行動及び計画に関する指針（都市復興マニュアル等）を常備すること。 (2)被災後は、この復興指針に従って、震災復興に関わる事業を進めること。 (3)国、東京都、及び関係する自治体と連携して、被災前からの防災まちづくりや被災後の復興まちづくりをし、その他必要な施策を実施すること。
区 民	(1)震災前から被害を最小限にするために、総合的な防災まちづくりについて理解すること。 (2)被災後は復興に努め、復興まちづくりに協力すること。
事業者	(1)事業活動を行うにあたって、震災前から被害を最小限にするために、総合的な防災まちづくりについて理解すること。 (2)被災後は、事業活動を通じて復興に努め、復興まちづくりに協力すること。

第2 足立区都市復興マニュアル

区では、大地震等により、被災した市街地の都市復興を迅速かつ円滑に進めるため、「足立区都市復興マニュアル」を、平成13年3月に策定、以降検討を加え、令和3年4月に修正を行っている。

大地震が発生した際、迅速に復興まちづくりに取り組み、都市を再構築するには、短期間に復興計画を策定し、円滑に復興事業を推進する必要がある。

区は、地域防災総合計画における災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各プロセスの中で、復興まちづくりの考え方を明らかにすることが求められている。

このため、「足立区都市復興マニュアル」では、都と連携して被災状況の把握、それに続く地区復興まちづくり計画の方向を迅速かつ円滑に定めることとし、その実現を図るための行動指針と計画指針を示すとともに、日常時からの復興まちづくりの考え方について、区と区民との共通認識を確立していくことを目的としている。

第2章 復興本部

第1節 足立区震災復興本部の設置／第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係／

第3節 復興本部における業務内容

第2章 復興本部

第1節 足立区震災復興本部の設置

区長は、震災復興に関わる事業を迅速かつ円滑に推進するため、必要があると認めるとき、足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例（以下「震災対策復興条例」という）に基づき、足立区震災復興本部（以下「復興本部」という）を設置する。

復興本部は、災害対策本部と緊密に連携を図りながら、区の責務として定められている指針に従って、震災復興に関わる事業を推進する。

区長を復興本部長とし、災害対策本部と連絡・調整を行う事務局を設置する。復興本部長の命により、部別行動計画等に基づく生活復興の取組み及び都市復興マニュアルに基づく、都市復興の取組みを行う。

第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機能的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業は、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3節 復興本部における業務内容

復興本部における業務内容は以下のとおり。

第1 各所管の共通業務

- 1 所管施設の被害状況等の把握に関すること。
- 2 所管施設の再建及び再開に関すること。
- 3 部内及び他部との連絡調整に関すること。

第2 人的資源、執務環境、設備に関すること

- 1 人的資源の確保に関すること。
- 2 復興に係わる人事計画、服務に関すること。
- 3 職員の公務災害補償に関すること。
- 4 防災会議に関すること。
- 5 区議会災害対策会議との連絡調整に関すること。
- 6 他自治体からの応援要員の対応に関すること。
- 7 情報システムの復旧及び復旧・復興に関する情報活用に関すること。

- 第3 関係機関との情報連絡、広報、記録等に関すること**
- 1 災害情報の収集及び関係部課への伝達に関すること。
 - 2 東京都震災復興本部及び関係防災機関との連絡に関すること。
 - 3 生活復興期の区民活動との連携に関すること。
 - 4 区民生活の再建状況等の把握に関すること。
 - 5 復興に係わる広報及び広聴に関すること。
 - 6 被災者への相談窓口の設置・運営に関することの調整
 - 7 報道機関との連絡に関すること。
 - 8 復興の記録に関すること。
- 第4 本部の設置・運営、復興計画に関すること**
- 1 震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。
 - 2 震災復興本部会議の設置・運営に関すること。
 - 3 震災復興総合計画の策定に関すること。
 - 4 震災復興対策の総合調整及び進行管理に関すること。
 - 5 震災復興本部業務と災害対策本部業務の総合調整に関すること。
- 第5 復興に係わる費用、予算、財政計画等に関すること**
- 1 復興に係わる費用に関すること。
 - 2 復興関係の予算に関すること。
 - 3 復興に係わる財政計画に関すること。
 - 4 復興事業の実施に係わる公金の支出及び収入に関すること。
 - 5 復興基金の協議等に関すること。
 - 6 震災後の税収見込みに関すること。
 - 7 復興に係わる税制の調査研究に関すること。
- 第6 生活再建、産業復興に関すること**
- 1 住家被害認定調査に関すること。
 - 2 り災証明に関すること。
 - 3 災害援護資金の貸付けに関すること。
 - 4 被災者生活再建支援金の支給に関すること。
 - 5 義援金品の配分に関すること。
 - 6 災害弔慰金等の支給に関すること。
 - 7 課税、減税等の措置に関すること。
 - 8 国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関すること。
 - 9 消費生活相談に関すること。
 - 10 町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関すること。
 - 11 外国人への支援に関すること。

第2章 復興本部

第3節 復興本部における業務内容

- 12 区内産業、所管施設の被害状況等の把握に関すること。
- 13 共同仮設工場・店舗の設置・提供に関すること。
- 14 施設の再建のための金融支援に関すること。
- 15 雇用の維持に関すること。

第7 福祉、衛生に関すること

- 1 被災幼児の健康管理、メンタルヘルスケアに関すること。
- 2 被災幼児への支援に関すること。
- 3 被災住民の健康管理、メンタルヘルスケアに関すること。
- 4 災害復興公営住宅等への巡回相談等に関すること。
- 5 医療機関の復旧状況に関する情報提供に関すること。
- 6 仮設診療所の設置に関すること。
- 7 防疫活動の実施に関すること。
- 8 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援に関すること。
- 9 食品・飲料水の安全確保に関すること。
- 10 動物愛護に関すること。

第8 学校等に関すること

- 1 区立学校等教育施設及び社会教育施設等の被害状況の調査に関すること。
- 2 区立学校等教育施設及び社会教育施設等の再建及び再開に関すること。
- 3 こども園・保育園等の被害状況の調査に関すること。
- 4 こども園・保育園等の再建及び再開に関すること。
- 5 小・中学校の被災児童・生徒への支援に関すること。
- 6 小・中学校の被災児童・生徒の健康の維持、メンタルヘルスケアに関すること。
- 7 学校備品、教材教具等の整備に関すること。
- 8 文化財の復旧支援に関すること。

第9 都市基盤、環境整備に関すること

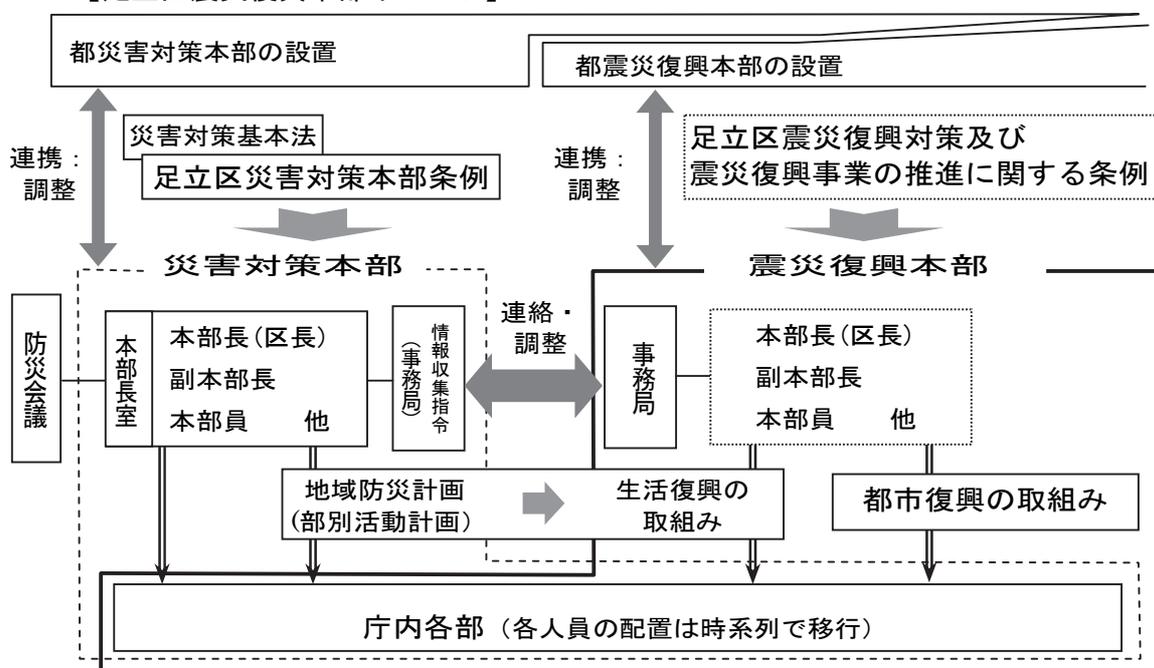
- 1 まちの復旧・復興状況の把握に関すること。
- 2 復興まちづくり方針・計画の策定・公表に関すること。
- 3 第1次・第2次建築制限に関すること。
- 4 時限的市街地の配置計画と建設・運営に関すること。
- 5 用地の確保・調整に関すること。
- 6 応急仮設住宅の用地確保に関すること。
- 7 宅地の応急危険度判定に関すること。
- 8 住宅の応急危険度判定に関すること。
- 9 応急的な住宅（応急仮設住宅）の供給・管理に関すること。
- 10 区営住宅等の供給・管理に関すること。

第2章 復興本部

第3節 復興本部における業務内容／第4節 復興本部の解散

- 11 民間住宅に対する住宅再建支援・協力に関すること。
- 12 民間賃貸住宅入居者に対する支援・協力に関すること。
- 13 マンション建替え・補修に対する協力に関すること。
- 14 応急仮設住宅建設への協力に関すること。
- 15 被災建築物の復旧相談に関すること。
- 16 がれき等の処理に関すること。
- 17 ライフラインの復旧状況の把握に関すること。
- 18 道路障害物(主に道路占有物件及び車両)の除去に関すること。
- 19 道路等の復興事業に関すること。
- 20 公園施設の復興事業に関すること。
- 21 公園、児童遊園、公園予定地等の土地利用の調整に関すること。

【足立区震災復興本部イメージ】



- <災害対策本部>
 - ・気象庁発表の都の震度、又は区の震度計が5弱以上の場合、緊急災害対策本部を設置
 - ・その後、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動推進の必要がある場合、災害対策本部を設置
- <震災復興本部>
 - ・災害対策本部(情報収集司令室)に集まる被害概況により、被災の激しい地区があり、計画的な市街地の復興が必要な場合、震災復興本部を設置

第4節 復興本部の解散

区長は、震災復興に関わる事業が進捗したと認めるとき、又は復興本部の目的が達成されたと認めるとき、復興本部を解散する。

第3章 震災復興計画の策定

第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

第3章 震災復興計画の策定

第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

区は、都及び区民・事業者と連携を図りながら、足立区都市復興マニュアルに従い、都市復興を進める。

第1 復興まちづくりの考え方

復興まちづくりは、次の3点を基本理念として進める。

- 1 被災を繰り返さない都市づくり
- 2 持続的発展が可能な都市づくり
- 3 協創による都市づくり

第2 地区復興まちづくり計画

都市復興を区民の理解を得て円滑に進めていくには、「防災まちづくり基本計画」の考え方にに基づき、日常時から、防災輪中(※1)や不燃化・耐震化等、減災に主眼を置きながら、被災後の区、地域、道路・公園などの地区施設等のあるべき方向を、都市復興マニュアルに基づく復興まちづくりの考え方として示し、地区環境整備計画(※2)の中に反映させる。

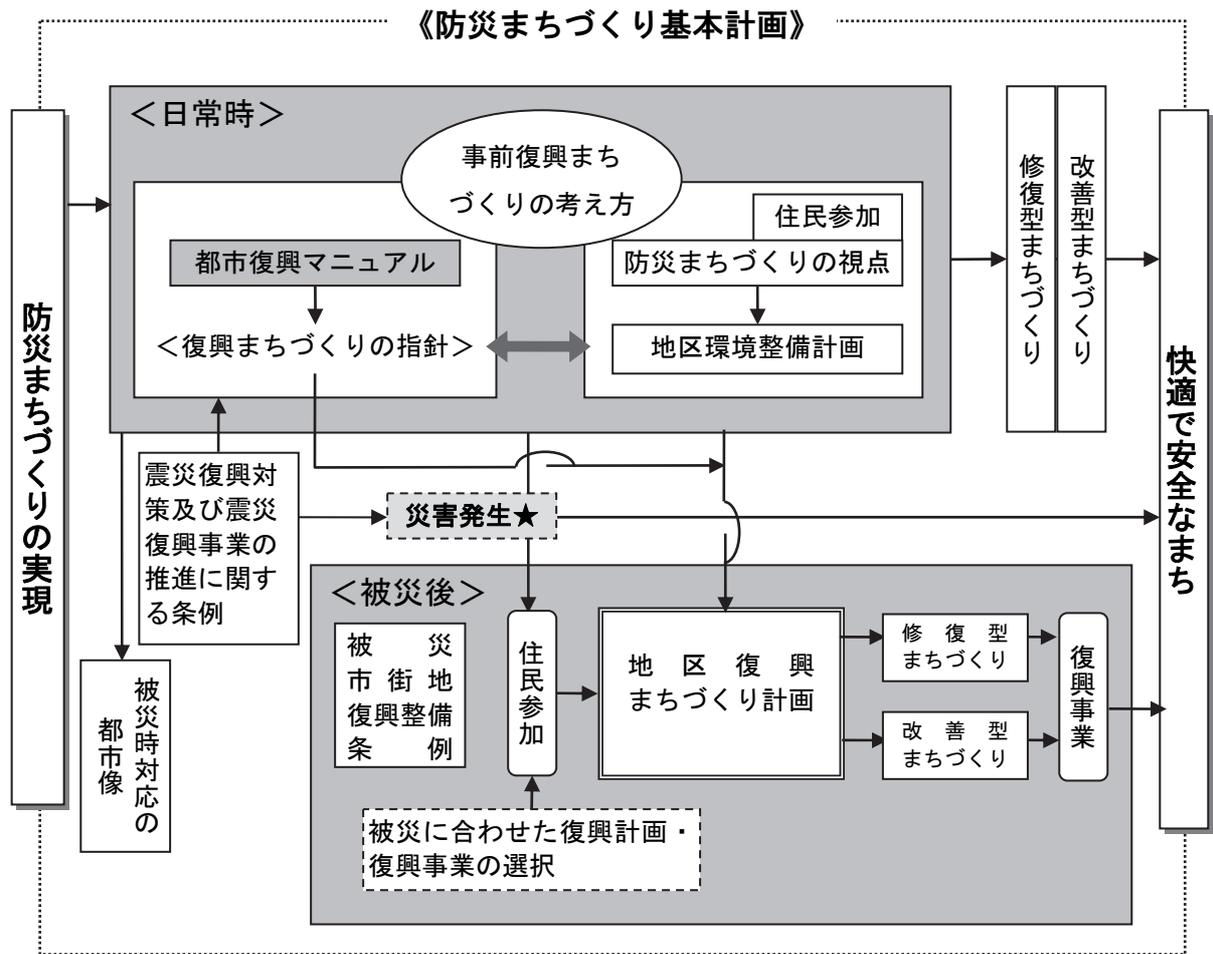
被災後においては、本マニュアルに従い、地区環境整備計画を基に、住民参加により被災状況に合わせた整備手法を定め、「地区復興まちづくり計画」を策定し、復興事業を推進することとなる。

※1 輪中とは、濃尾平野（岐阜県）の低地帯で木曾川、長良川等の水害から村を守るため、堤防を周りに築いた土地であり、防災輪中は、これにならって、大震災時の市街地の延焼火災に対して、幹線道路、鉄道、河川などを延焼遮断帯として、都市構造のうえから防災区画化を図る足立区独自の考え方

※2 地区レベルの土地利用の方針、地区施設などの整備方針を明らかにした計画

第3章 震災復興計画の策定
 第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

【防災まちづくりにおける都市復興マニュアルの位置づけ】



- 改善型まちづくり
 土地地区画整理事業や市街地再開発事業等の法定事業による市街地再編
- 修復型まちづくり
 地区計画、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等の規制・誘導型のまちづくり手法
- 地区環境整備計画
 地区の特性に応じたまちづくりの考え方を示し、地区の土地利用や整備方針を明らかにした地区レベルの計画

第3章 震災復興計画の策定

第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

第3 都市復興のプロセス

区は、東京都と相互に連携・調整を図りながら、都市復興マニュアルに従って次の5段階のプロセスを踏まえ、都市復興を進める。

<p>第1段階：復興初動体制の確立（発災～1週間）</p> <p>震災復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。</p>
<p>第2段階：復興まちづくり方針等の策定（1週間～1ヶ月）</p> <p>都市復興の基本的目標を明らかにするため、復興まちづくり方針を策定する。</p> <p>また、被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、足立区被災市街地復興整備条例に基づき、2段階の復興対象地区を設定する。</p>
<p>第3段階：復興まちづくり計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）</p> <p>区全体及び被災市街地ごとの復興の基本的な計画、並びにその実現手法を明らかにするため、復興まちづくり計画の策定等を行う。</p>
<p>第4段階：復興事業計画等の確定（6ヶ月～1年）</p> <p>区民との合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。</p>
<p>第5段階：復興事業の推進（1年以降）</p> <p>復興事業計画に基づいて、復興事業を円滑に推進する（復興まちづくり方針との整合がとれている既定の都市復興事業等については、住民合意のもと、被災後できるだけ早期に実施する）。</p>

第4 事前復興まちづくり

復興まちづくり計画は、区民の生活再建に大きな影響を及ぼす極めて重大、かつ緊急の課題である。速やかに復興まちづくり計画を策定し、一日も早い区民のくらしの再建とその生活基盤となる市街地の復興を推進していくために、平時から生活の復興も含めた復興計画モデルの検討を通して、私権制限のあり方や合意形成方法等について、区民とともに検討を行う必要がある。

また、被災後の復興まちづくりには、長い時間と大きな精神的・経済的負担を伴う。これを避けるため、被害を最小限に食い止める平時からの取組みが重要である。そこで、発災前から、被災後の区全体、地域、地区施設等のあるべき方向を「復興まちづくりの考え方」・「被災時対応の都市像」として地区環境整備計画に反映させ、この地区環境整備計画をたたき台として、住民参加による「地区まちづくり計画」を策定し、減災を目的とした総合的な防災まちづくりを推進する。

第3章 震災復興計画の策定
第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

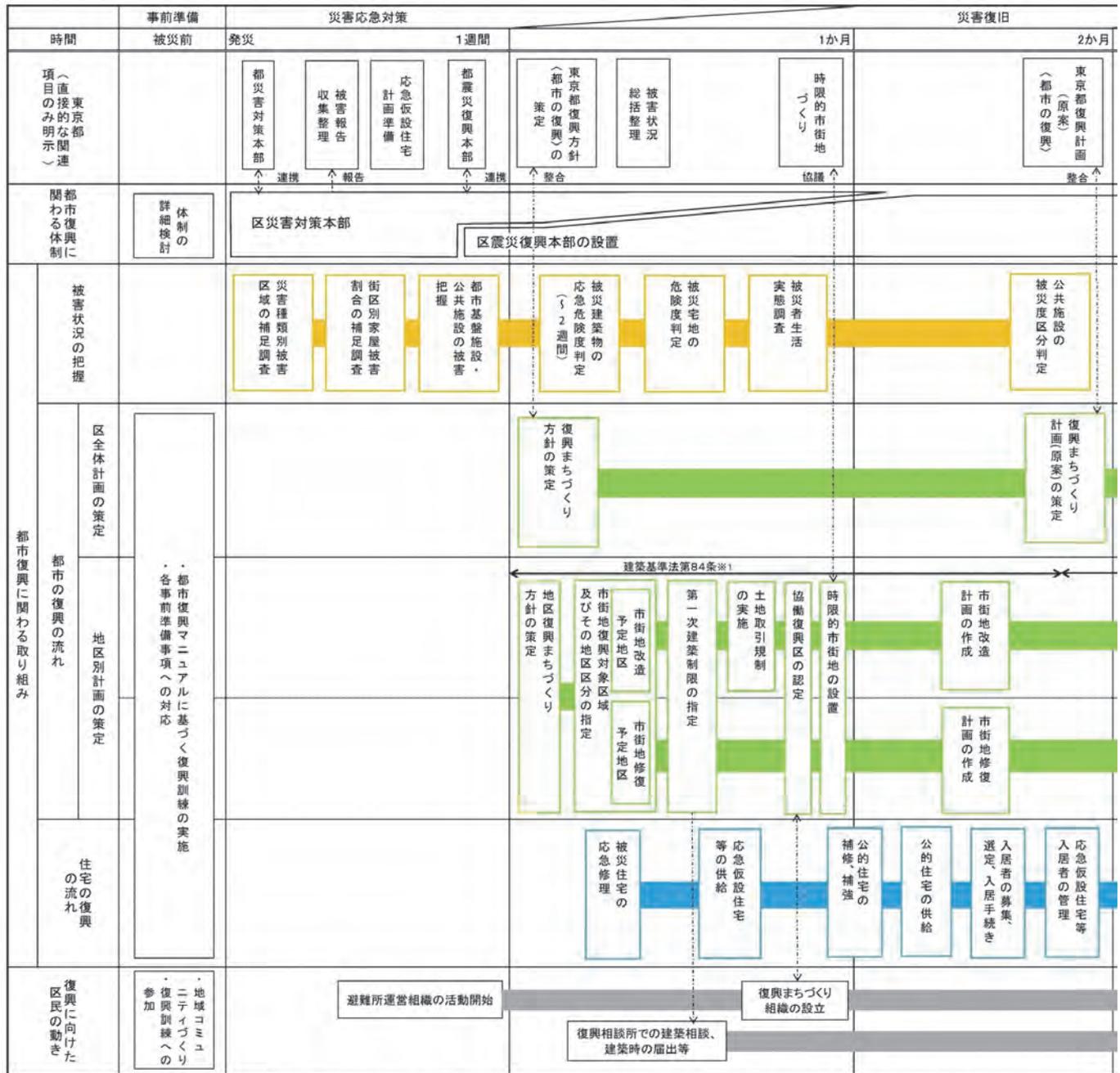
第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

第3章 震災復興計画の策定

第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

【足立区における都市復興のプロセスとスケジュール】



※1 被災の激しい地区のうち、土地区画整理事業など、面的に市街地を整備することが想定される地域において、最長で2か月の間、その区域内に建物を作ることを制限又は禁止する。
 ※2 一定の時間をかけて復興まちづくり計画や事業の合意づくりを進める「被災市街地復興推進地域」（主に重点整備地域）において、最長で2年の間、その区域内に建物を作る場合に都知事の許可が必要になる。

総則
第1部

第3章 震災復興計画の策定
第1節 都市復興（復興まちづくり）計画

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ